

改正後	改正前
<p>第2節 道路法関係  (有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)</p> <p>第26条 道路法(昭和27年法律第180号。以下この節において「法」という。)第24条の3の規定による標識は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第3条の2に定めるところにより設けるものとする。  (県道の構造の基準)</p> <p>第27条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2 前項の基準の適用にあつては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができる。</p> <p><u>(県道に設ける道路標識の寸法)</u></p> <p>第28条 法第45条第3項の規定による条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第2備考一の(二)の1から8まで、(五)の1から7まで並びに8の(1)及び(2)並びに備考二の(二)に定める寸法(県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)に係る寸法に限る。)とする。この場合において、同表備考一の(五)の2ただし書中「これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大すること」とあるのは、「<b>文字の大きさを1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍若しくは3倍にそれぞれ拡大すること又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小すること</b>」とする。</p> <p>(立体交差とすることを要しない場合)</p> <p>第29条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。</p>	<p>第2節 道路法関係  (有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)</p> <p>第24条 道路法(昭和27年法律第180号。以下この節において「法」という。)第24条の3の規定による標識は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第3条の2に定めるところにより設けるものとする。  (県道の構造の基準)</p> <p>第25条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2 前項の基準の適用にあつては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができる。</p> <p>(立体交差とすることを要しない場合)</p> <p>第26条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。</p>